

# 秦野市表丹沢ロゴマークの使用に関する取扱要綱

(令和4年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の表丹沢ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(デザイン及び種類)

第2条 ロゴマークのデザイン及び種類は、表丹沢ロゴマークデザインマニュアル（令和4年4月策定）に定めるとおりとする。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用することができる。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体の営利又は宣伝のみを目的とするとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用されるおそれがあるとき。
- (6) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークを使用しようとするものは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市又は本市議会その他の関係機関が使用するとき。
- (2) 本市の職員又は議会議員その他の関係機関の職員の名刺に使用するとき。
- (3) 本市が共催又は後援をする行事等について、その共催又は後援を示す目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他承認を必要としない理由があると認めるとき。

2 前項本文の規定によりロゴマークの使用を希望するものは、あらかじめ表丹沢ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に使用方法が分かる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(使用の承認)

第5条 前条第2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、

使用の可否を決定し、表丹沢ロゴマーク使用承認決定通知書（第2号様式）又は表丹沢ロゴマーク使用不承認決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 ロゴマークの使用を承認するときは、必要に応じて条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 前条第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に従い、適正な使用を行うこと。
- (2) 使用承認によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本市が提供するロゴマークを使用し、デザインの改変等はしないこと。
- (4) 商標登録、意匠登録その他著作物等に関する自己の権利について新たに設定し、又は登録しないこと。
- (5) ロゴマークを使用した物品等は、完成後、速やかに本市に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用者の責めに帰すべき理由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ表丹沢ロゴマーク使用変更承認申請書（第4号様式）に変更内容が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、表丹沢ロゴマーク使用変更承認決定通知書（第5号様式）又は表丹沢ロゴマーク使用変更不承認決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

- 3 第5条第2項及び前条の規定は、使用内容を変更する場合に準用する。

（使用承認の取消し）

第8条 使用者（前条第2項の規定により使用内容の変更の承認を受けたものを含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段によって使用の承認を受けたとき。

- (2) 使用の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。
- (4) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合

2 前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、表丹沢ロゴマーク使用承認取消通知書（第7号様式）により使用者に通知する。

（ロゴマークの使用料金）

第9条 ロゴマークの使用料金は、無料とする。

（損害賠償）

第10条 ロゴマークの使用により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、使用者が負うものとし、本市は、いかなる場合においても、その責めを負わない。

（庶務）

第11条 ロゴマークの使用の承認に係る手続その他ロゴマークの管理は、はだの魅力づくり推進課において行う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。